

# 平成30年度NPO専門家派遣事業実施要領

## 第1 目的

事業活動及び法人運営等について課題を抱えるNPO法人に対して、当該法人の将来展望を踏まえてコンサルティングを行うことのできる人材（中小企業診断士、中間支援NPO等。以下「専門家」という。）を派遣し、その課題の解決に資することにより、NPO法人が継続的に成果を出すことができるよう支援することを目的とする。

## 第2 支援対象

本事業により専門家の派遣を受けることができるNPO法人は、石川県が所轄する法人であって、かつ、県が支援する必要があると認める法人とする。ただし、以下の条件に該当する法人を除く。

- (1) NPO法に定められた義務を怠っている法人
- (2) 申請書（様式第1号）に記載されている申請の目的、希望する支援・助言の具体的内容が直近に専門家派遣を受けた年度と同様であり、相談内容が重複すると認められる法人

## 第3 支援内容

- (1) 専門家の派遣
  - (ア) 中小企業診断士等の派遣  
会計に関する書類などをもとにNPO法人の経営状況を把握し、経営改善のための助言などを行う。
  - (イ) 中間支援NPOの派遣  
事業計画書の作成方法等に関する助言などを行う。
- (2) 派遣回数  
1日3時間程度の派遣を1回とし、1団体につき2回を原則とする。
- (3) 派遣経費  
派遣する専門家の謝金及び交通費は、県がその全額を負担する。

## 第4 申請方法等

- (1) 派遣に関する事前相談  
第3による専門家等の派遣を希望するNPO法人は、あらかじめ希望する支援内容等について、県（県民交流課）と事前相談を行う。なお、希望する支援の内容によっては専門家の派遣を行えない場合がある。
- (2) 派遣の申請  
次の書類を県（県民交流課）へ提出する。
  - (ア) NPO専門家派遣申請書（様式第1号）
  - (イ) 直近の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録
  - (ウ) 定款
  - (エ) その他（パンフレット・会報等の団体資料があれば添付）
- (3) 派遣の決定  
県は、(2)の申請内容を審査し、支援する必要があると認めたNPO法人に対して派遣決定通知（様式第2号）を送付する。なお、支援の内容に応じ、(2)に掲げる書類以外にも追加で提出を求める場合がある。
- (4) 申請の時期  
申請から派遣の決定までに相当の時間を要するため、派遣を希望する日時の1ヶ月前までに相談・申請を行うこと。なお、予算がなくなり次第、申請受付を終了する。

第5 専門家の守秘義務

第3に基づき派遣された専門家は、助言等を行う上で知り得た情報を厳守するとともに、これを自己の利益のために使用してはならない。

第6 指導結果

派遣された専門家及び支援を受けたNPO法人は、本事業に係る支援が終了した日から14日以内に、県へNPO専門家派遣結果報告書（様式第3号）を提出する。

第7 その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。